

災害時における応急復旧・応急対応等に関する 協定締結に係る技術資料作成要領

1. 協定書及び管内並びに業務内容
別冊協定書（案）及び別図参照

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和5・6年度競争参加資格審査申請の定期受付において令和5年1月13日までに申請を行い受理されている者で、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度の一般土木工事に係るB、C等級かつ維持修繕工事の一般競争参加資格の認定を令和5年4月1日時点において受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 山梨県内に、建設業法に基づく本店を有すること。
- (4) 平成19年4月1日以降に、山梨県内において、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。
 - ・同種工事：砂防工事
 - ・類似工事：土工事
- (5) 技術資料の受領期限の日から協定書の締結日までの期間に指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3. 技術資料

作成する技術資料は、次表のとおりとする。

また、次表（1）、（2）、（3）の施工実績として記載した工事については、契約書の写しを提出すること。

提出物は、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者が確認できるものとする。

ただし、（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

提出技術資料

記載事項	内容に関する留意事項
<p>(1) 同種又は類似 工事の施工実績</p> <p>『様式－1』</p>	<p>①平成19年4月1日以降において、元請けとして完成・引渡し が完了した同種又は類似工事の施工実績について1件記入する こと。</p> <p>②同種工事：砂防工事、類似工事：土工事とする。</p> <p>③施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額（最終） 工期、受注形態等、工事概要を記載すること。</p> <p>④施工実績は、可能な限り CORINS に登録されている工事から選定 すること。</p>
<p>(2) 近隣地域内の 施工実績</p> <p>『様式－2』</p>	<p>①平成19年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し が完了した山梨県内における、国等・県発注の6千万円以上の一般土木工事 又は500万円以上の維持修繕工事いずれかの施工実績があれば1件記載する こと。</p> <p>工事の優先順位は、1：国等発注工事、県発注工事とする。</p> <p>②施工実績は、(1)③及び④に掲げる内容を記載すること。</p> <p>③実績がない場合は提出不要。</p>
<p>(3) 災害協定等に 基づく活動実績</p> <p>『様式－3』</p>	<p>①過去5年間の災害活動実績「平成29年4月1日以降、山梨県内 の行政機関との災害協定に基づく契約の有無」があれば記載する こと。</p> <p>②災害協定の協定書の写し及び当該災害協定に基づく契約書等の 写しを必ず添付すること。</p> <p>③実績がない場合は、なしと記入すること。</p>
<p>(4) 資格保有者</p> <p>『様式－4』</p>	<p>①1級土木施工管理技士の資格保有者全員の氏名、生年月日を記載 すること。</p> <p>②合わせてA4の用紙に資格及び社員証の写し(1枚に複数複写 可)を提出すること。</p>
<p>(5) 災害時等 応急復旧協定又は 覚書等の有無</p> <p>『様式－5』</p>	<p>①災害時等応急復旧(河川・道路・その他)に関して他事務所及び 他機関との協定又は覚書等の締結(取り交わし)の有無を記載する こと。また、その協定又は覚書等の名称と相手名、有効期限 等を記載すること。複数ある場合は全て記載すること。</p> <p>②協定等が無い場合は、無しに○を付けて提出すること。</p>
<p>(6) 地域特性</p> <p>『様式－6』</p>	<p>①本店から山梨県南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663- 1まで、一般道を利用した場合の距離を記載すること。</p>
<p>(7) 出勤人員及び 建設資機材等の状況</p> <p>『様式－7』</p>	<p>①令和5年3月2日現在での常時及び最大時の出勤可能人員及 び会社又は契約リース会社等の備蓄建設資機材を記載する こと。</p>

4. 技術資料の提出

(1) 技術資料は、次記に記載する受付期間及び受付場所に持参又は郵送すること。
(郵送「(簡易)書留に限る」の場合は3月2日必着。)電送は受付しない。

- ・受付期間：令和5年2月14日(火)から令和5年3月2日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。
- ・受付場所：中部地方整備局富士砂防事務所 総務課
〒418-0004 静岡県富士宮市三園平1100
TEL 0544-27-5221

(2) 提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付すとともに全項数を表示し、「袋綴じ」で1部提出すること。(頁の例：1/〇〇~〇〇/〇〇)

5. 審査に関する事項 審査における評価項目及び着目点は以下のとおり。

評価項目	着目点
(1) 同種又は類似工事の施工実績	同種工事：砂防工事、類似工事：土工事の施工実績
(2) 近隣地域内の施工実績	近隣地域内の一般土木工事又は維持修繕工事の施工実績
(3) 災害協定等に基づく活動実績	山梨県内の行政機関との災害協定に基づく契約の有無
(4) 資格保有者	1級土木施工管理技士の資格保有者数
(5) 災害時等応急復旧協定又は覚書等の有無	他事務所及び他機関との災害時の応急復旧のための協定の有無
(6) 地域特性	本店から山梨県南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663-1までの一般道による距離
(7) 出勤人員及び建設資機材等の状況	①出勤可能人員 ②会社保有の備蓄建設資機材等の状況(契約会社分含む)
(8) 安全管理等の状況	事故及び不誠実な行為による注意の有無

6. 非締結理由説明申し立て

- (1) 「災害時における応急復旧・応急対応等に関する協定」を結ばなかったときは、書面により結ばなかった理由(以下「非締結理由」という。)を通知(郵送)する。
- (2) (1)の通知をうけたときは、通知をした日の翌日から起算して5日(祝日・土日を含まない)以内に、書面により、富士砂防事務所長に対して非締結理由について説明求めることが出来る。
- (3) (2)の書面の受付窓口及び受付時間は次のとおり。
- ・受付窓口：中部地方整備局富士砂防事務所 総務課
〒418-0004 静岡県富士宮市三園平1100
TEL 0544-27-5221
 - ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで
- (4) (2)の書面は持参すること。郵送又は電送は受けない。
- (5) (2)の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(祝日・土日は含まない。)以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者決定以外に提出者に無断で使用する
ことはない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をしたときは、技術審査の対象としない。また、協定締結後に
判明した場合は協定を無効とする。(資機材・資格保有者等が締結後に変動は対象外)
- (4) 提出された技術資料の差し替えは、提出受付最終日3月2日(木)までとする。
- (5) 問い合わせ先は次のとおりとする。

問い合わせ先：中部地方整備局富士砂防事務所 総務課

TEL 0 5 4 4 - 2 7 - 5 2 2 1